

「地下鉄」事業に関する

要 望 書

(平成29年度予算)

平成 28 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

一般社団法人 日本地下鉄協会

会 長 (福 岡 市 長) 高 島 宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 奥 義 光

副会長 (東京都交通局長) 山 手 齊

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

普通会員鉄道事業者

東京地下鉄(株)	阪神電気鉄道(株)
東京都	京浜急行電鉄(株)
大阪市	近畿日本鉄道(株)
名古屋市	京阪電気鉄道(株)
札幌市	名古屋鉄道(株)
横浜市	京王電鉄(株)
神戸市	西武鉄道(株)
京都市	山陽電気鉄道(株)
福岡市	北大阪急行電鉄(株)
仙台市	神戸電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)	北総鉄道(株)
東京急行電鉄(株)	埼玉高速鉄道(株)
小田急電鉄(株)	広島高速交通(株)
阪急電鉄(株)	東葉高速鉄道(株)
東武鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)
京成電鉄(株)	大阪港トランスポートシステム

以上 32 事業者

要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、大都市における基幹的交通手段として、安全・安心で快適な輸送サービスを提供し、人とまちと暮らしを支えるとともに、併せて、道路混雑の緩和とCO₂の排出削減等地球温暖化対策にも資するものがあります。

しかしながら、その整備には、巨額かつ長期の投資を必要とし、現下の社会経済情勢等を勘案すると、経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に伴う施設整備等も急務であります。

つきましては、地下鉄整備・運営の喫緊の課題への対応と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の平成29年度予算等において、別記事項を実現されますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

要 望 事 項 一 覧

- I. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額確保と財政措置の拡充
- II. 「エコレールラインプロジェクト事業」の補助金等の充実強化
- III. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置
- IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

I. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額確保と 財政措置の拡充

(国土交通省、総務省)

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、都市交通ネットワークの構築や国際競争力を強化していく上で、その重要性が増大しており、着実な整備推進を図るため、予算の重点配分により、補助金の必要総額を確保すること。

2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、交通政策審議会の答申等も踏まえ、喫緊の課題である次の事項の実現を図ること。

(1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の必要総額を確保すること。

- a 地下鉄ネットワークの充実 (福岡市七隈線の延伸)
- b 混雑緩和と運行遅延の防止のための駅の大規模改良 (列車遅延対策)
- c 津波、高潮等に伴う浸水対策 (防災対策の強化)
- d トンネル、高架橋、駅等の耐震対策 (震災対策の推進)
- e ホームドア等の新設、増設 (バリアフリー対策の推進)
- f 高齢者や障害者のためのエレベーター等の新設、増設 (バリアフリー対策の強化)

(注) 特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などに備え、上記 b、e、f の確実な整備が必要である。

(2) 次の事業について、新たに補助対象とするとともに、
所要の財政措置を講ずること。

- a 安全・防災対策のために必要な車両や保安装置の改修・更新
- b 長寿命化を目的とした車両、変電設備や保安装置の大規模改修・更新
- c 訪日外国人対策等に係る施設設備の整備（国際化の強化）

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に伴う鉄道施設の整備について、新たに補助制度を創設するとともに、所要の財政措置を講ずること。

- a 訪日外国人対策等に伴うデジタルサイネージ等 ICT 化に係る施設設備
(インバウンド対策の推進)
- b アクセシブル・ルートとなった駅等に係る施設設備の整備
(バリアフリー対策の推進)

(4) 現在国のみが実施している「補助対象事業費に 90% を乗じる」措置を撤廃し、地方公共団体と同額の補助とすること。

3. 安全かつ低コストで整備可能となるホームドア等の技術開発を促進すること。

Ⅱ. 「エコレールラインプロジェクト事業」の 補助金等の充実強化

(環境省、国土交通省、総務省)

1. 「エコレールラインプロジェクト事業」については、低炭素社会の実現に向けての重要な事業であり、次の事項の実現を図ること。

- (1) 補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げるとともに、補助金の所要額を確保すること。
また、同事業について、地方財政措置を講ずること。
- (2) 先進的な機器等の導入に限定されている補助対象要件を緩和すること。
- (3) 補助金の交付決定時期の早期化を図ること。
- (4) 事業実施に不可欠な範囲の既存施設の撤去費用を補助対象とすること。
- (5) 平成 30 年度以降についても、地下鉄事業者等の省エネ化を推進するため、補助制度の充実を図り、継続して実施すること。

2. 「リニアメトロ」の省エネ化実証事業等を踏まえ、「省エネ型施設整備」及び「システム」の導入に係る新たな補助制度を創設するとともに、所要の財政措置を講ずること。

Ⅲ. 公営地下鉄事業の経営の安定

及び経営基盤の強化のための財政措置

(総務省)

1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還

公的資金の金利4%以上の企業債の残債については、全額を対象とする補償金なし繰上償還制度を創設すること。

2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

再特例債制度(平成25～34年度)により発行の特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。

3. 企業債の発行償還条件の改善

企業債の償還年限に係る金利について、地方公共団体金融機構資金についても、財政投融资資金同様、償還年限40年を固定金利に設定すること。

4. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

(1) 発行限度額及び許可要件の緩和と、利払いに対する所要の財政措置を講ずること。

(2) 公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する 財政措置の充実

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。
2. 特に、地下鉄事業における新線建設及び耐震、バリアフリー化等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、適切な財政措置を図られたいこと。
3. 「エコレールラインプロジェクト事業」について、一般会計からの補助が受けられるよう繰出基準の対象とすること。